

## 第 21 期第 29 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 5 年 7 月 24 日 (月) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 50 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「第 5 会議室」

### 議 題

#### 1 諮問事項

- (1) 共同漁業の免許について (相模川漁連、酒匂川漁協、早川河川漁協、芦之湖漁協、湯河原観光漁協) (資料 1)
- (2) 遊漁規則の認可について (相模川漁連、酒匂川漁協、早川河川漁協、芦之湖漁協、湯河原観光漁協) (資料 2)
- (3) 多摩川における共同漁業の免許について (川崎河川漁協) (資料 3)
- (4) 多摩川における遊漁規則の認可について (川崎河川漁協) (資料 4)
- (5) 山梨県における漁業権の免許の内容等について (資料 5)

#### 2 指示事項

- (1) 多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限について (資料 6)

#### 3 協議事項

- (1) 多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について (資料 7)
- (2) 公聴会の開催について (資料 8)
- (3) 令和 5 年度 全国内水面漁場管理委員会連合会 東日本ブロック協議会の出席委員について (資料 9)

#### 4 その他

- (1) 令和 5 年 10 月の委員会開催日程について
- (2) その他

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男  
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、福地臨時主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、中川技師

## 議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は10名中10名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議 長  
(井貫会長)

ただいまから第29回の委員会を開会いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が5件、指示事項が1件、協議事項が3件とその他となっております。

それでは議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

細川委員、安藤委員、よろしくお願ひします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「共同漁業の免許について(相模川漁連、酒匂川漁協、早川河川漁協、芦之湖漁協、湯河原観光漁協)」について、水産課から説明をお願いします。

水) 中川技師

【資料1に基づき説明】

議 長

はい。ただ今、共同漁業の免許について水産課から説明がありましたが、御質問御意見等ありましたらお願いいたします。

議 長

私から、いいですか。内共第6号の放流、計画増殖量のあゆが、100グラムになりますかね。すぐ釣るという前提でしょうか。

長塚委員

本当に、それをやっているのでしょうか。

水) 中川技師

種苗放流という形で行っていますが、大型種苗ということかと思ひます。

篠本委員

成魚放流だと思います。

長塚委員

20センチ以上ですよ。完全に。

議 長

別に、不自然ではないですね。

水) 中川技師

申請者に今一度確認をさせていただきます。

安藤委員

不自然だと思います。そうしたら今もう100グラムが26センチになってしまう。

議 長

これは確認の上、水産課の判断で良いかどうか決定してもらうことにして。もし今確認できるなら、すぐ確認していただひて。

水) 中川技師

はい。委員会中にそれがわかれば。

議 長

できれば、今日中に。他にありますか。

安藤委員 内共第1号の、アユの産卵場造成ですけど、かなり3倍ぐらい増えているのですけれど、これは、近年の実績がそうなっているからということでしたっけ。

水) 中川技師 こちらも確認のうえ、回答させていただきます。

議長 はい。他に何かございますか。

津谷委員 同じ別紙2の計画増殖量の表の内共第5号のオオクチバスですけども、種苗放流をすることとしたのは、以前聞いたかもしれないですが、何か特別な理由があったのでしょうか。

水) 中川技師 平成25年の時の計画増殖量の段階では、このオオクチバスの種苗というのが、全国で、どこに行っても手に入らないといった状況でしたので、10年前は、ここには設定していなかったと。ただ、平成28年に、ようやく種苗が手に入るようになったことから、毎年の目標増殖量で、委員会の中で、放流の目標を設定しましょうということで、設定したという経緯がございます。

議長 種苗が10年前は手に入らなかったけれども、手に入るようになったので、今回も、目標に入れさせていただいております。

議長 はい。他に何かございますか。

安藤委員 内共第3号のうなぎですけども、これを1,000匹を、7,000匹にしたというのは何か、考え方の変更があったのでしょうか。

水) 中川技師 一応組合さんの方に伺っている話ですと、大型の種苗ですと、その段階で、もう雌雄が決まって、偏りが出てしまうので、より小さい段階で補充した方が資源に対して、再生産を見込めるという考えです。この小さい種苗をたくさん購入してもらった方が良いのではないかとということで設定させていただいたところです。

安藤委員 それで追加ですけど、その小さい種苗を入手する目途が立ったということなのでしょうか。

篠本委員 ちょっと補足いたします。今事務局から言われたことプラス今までは代々いわゆる養殖うなぎをその放流用のものとして放流していました。しかしその全部が雄ということが判明して、それではあまり自然系にそぐわないかなという思いで、実はシラスウナギを採捕する仲買人に相談したところ、シラスウナギの黒子と言われるものが、たまたま入手できました。この稚ウナギは天然ものといえると思います。

そこで黒子という、シラスの状態から日にあたって黒くなって成長しているものが、ある時期1kgで6,000尾という実績がありました。

そういったところを、今後模索していこうということで、このような形になっています。以上です。

議長

他に何かございますか。

ないようでしたら、先ほどの確認事項について、委員会が終わるまでに、早急に確認していただく、ということで保留にいたします。

続きまして、諮問事項（２）の「遊漁規則の認可について（相模川漁連、酒匂川漁協、早川河川漁協、芦之湖漁協、湯河原観光漁協）」について、水産課から概要の説明をお願いします。

水)中川技師

【資料２に基づき説明】

議長

ただいま、遊漁規則の変更について、水産課から説明がありますが、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

東委員

キャッチアンドリリース区間の拡大等々に関して本当に歓迎すべき方向性だと思って、ありがたく思っております。キャッチアンドリリース区間が拡大すると、当然魚の持ち帰りがなくなってしまうので、おそらく魚がいつ行ってもいっぱいいるような状態ができてくるのではないかと思うのですけども。そうすると、悪い人も寄ってくる可能性があるわけです。あそこは、いつもいるから持って帰って、例えば、悪意がある人が１人だけがっさり持って帰って、キャッチアンドリリースの本来の意図が崩れてしまうというケースもちらちら聞いておるところであります。その遵守の徹底というところに関して、何か対策とございますか、人海戦術でいかれるのか、何かドラストックなものがあるのか、ちょっとそここのところの対策があるのかどうか、お伺いしたい。

水)中川技師

実際キャッチアンドリリースとか、一部区域では相模川ですとかで行われているということで、かなり、遊漁者の団体というかグループが、積極的に監視員ではないですけども、漁場に入って見回りをしているという話を聞いておりますので、遊漁者同士の相互監視で、ある程度そこは秩序が保たれているのではないかと、漁協から話を聞いております。

議長

よろしいですか。他に何かございますか。

安藤委員

今のキャッチアンドリリース区間の関連なのですが、釣って返すということが基本ですよ。基本はそうなるわけですけど。そのキャッチアンドリリース区間と一般の魚を持ち帰る区間の遊漁料の算定の基本的な考え方というのは、どうなるのでしょうか。なんとなくその辺がちょっともやっとするのですけども。

水)中川技師

委員のおっしゃるとおり、キャッチアンドリリースの方と、そうではない

方で、また魚の消費というか、異なってくるというのは、感覚的には、わかるのですけれども。

ただ、キャッチアンドリリースであっても、魚の消耗がございまして、実際のキャッチアンドリリースではない期間もあって、その期間に遊漁者が魚を釣るという場合には、魚自体は消耗していると考えますので、実際、今後、方向性としては、キャッチアンドリリースとそうではないのと、どのぐらい遊漁料が違うのかというのは、本来は計算して、研究をして、調査していかなければいけないかなとは思っておりますけれども、そういう理由で今回は、遊漁料としてはキャッチアンドリリースであっても、そうではなくても同じ算出方法で行っている。今後については、遊漁料の調査というのは、行っていく必要があるのかと考えております。

安藤委員

魚を放すから安くなるのではないのかという疑問ではなくて、管理上はキャッチアンドリリース区間の方が、監視員の巡回とかの頻度が高くなったり、大変だと思っておりますよ。

ですから逆に、キャッチアンドリリース区間の方が料金が高くても別にあり得ると思っておりますよ。ただその辺が、一般の釣りの人とキャッチアンドリリース区間で釣りをする人が納得できる料金になればいいなということで、私もちょっと考え方を持っていないので恐縮なんですけど、今おっしゃったように将来的にはその辺精査されて、違う料金になっていくのかなという気がしたものですから、ちょっと、御意見申し上げます。

それともう1点よろしいですか。さっきの料金で一番気になったのは、さっきの別紙5という表の内共1号、2号が典型的ですが、釣りの1年が、年間5,000円でいきますと。しかし経費的に計算すると、約1万5,000円、ちょうど3倍かかりますという計算なのですね。ます類の釣りですね。これはます類だからやまめ、いわなだと思っておりますけど、そうすると、これ溪流の釣り場を運営する上で、そこだけに限れば全く成り立たないのではないかと思っておりますけど、この辺の考え方はどうなのでしょう。

水)中川技師

こちら、漁業権者の方には確認をしております。確かに今回、遊漁料を再度算定してみて、明らかに計算上遊漁料が高いので、今後この価格の値上げを考えているとは、聞いています。

安藤委員

結局この計算上、どこかの遊漁者が、溪流釣りの人たちが本来負担すべき分を、どこかが負担しているわけですね。それが他の遊漁者なのか組合員なのかわからないのですが、その辺ちょっと余りにも、3倍というのは極端なので、できるだけ早めに、この辺を解消していただければということ

希望します。

以上です。

議長 他に何かございますか。

津谷委員 キャッチアンドリリース区間、その他、個別にその場所を限って、釣り方制限をしている。これは現場は、すぐにその規制をわかるような形になっているのでしょうか。

水)中川技師 今おっしゃられたのは、キャッチアンドリリース区間がありまして、その中で連合会とか組合が定めるべき部分ということでしょうか。

津谷委員 そうです。

水)中川技師 基本的には相模川ですと、わかりやすいランドマーク、橋ですとか、そういったものを設定して、ホームページ等で公開するというように伺っています。

津谷委員 その現場に行って、人が見たら分かるようになっているのでしょうか。ここは駄目だと。

水)中川技師 河川どこに行ってもということではないと思うのですが、河川の区域を区切って、ここからここまでの区間が、キャッチアンドリリース区間とは、分かるようになっているとは思いますが、そこに看板が実際にあるかどうかとかいうところは、こちらでは承知していません。

津谷委員 ちょっと分かるようにしてあげないと、多分釣りに詳しい方は、分かると思うのですが、しかも、かなり細かい規制の仕方をしている部分もあるので、かなりベテランの方じゃないと、分からないのではないかと気がしますので、この点を周知徹底できるように努力をお願いします。

議長 他に何かございますか。

長塚委員 キャッチアンドリリース区間で、例えば魚を持ち帰った人がいたと、監視員さんが、車の中で発見したとか、その場合、罰則みたいものはあるのですか。

水)中川技師 遊漁規則において、罰則規定、違反者に対する措置がありまして、この場でも遊漁を止めていただくとか、今後、遊漁できませんよということを行うことはできます。

長塚委員 その魚はどうするのですか。没収ですか。死んでいると思うのですが。

水)中川技師 漁業権者さんの判断にはなると思うのですが、場合によっては、漁業権侵害として扱うとか可能性はあるかなと思います。

長塚委員 法律的には何かあるのですか。

津谷委員 漁業法違反にはなるのでしたっけ。

水)中川技師  
長塚委員  
議 長

漁業権の侵害ということにはなりません。  
海でアワビとかサザエは、罰則ありますよね。  
今後の検討事項ですか、そういう場合にはどうするのか、何か他の県の事例とかそういった情報を収集していただいて、組合と相談して決めていくみたいな話になりますか。

議 長

おきて混乱するよりは、その前に統一的な見解や対処方針を作っていた方がいいのではないかと。他の県で先進的にやっているところで、どうしているのかといったところから情報収集してみたらどうなのでしょう。  
そういうことでよろしいですか。  
他に何かございますか。  
ないようでしたら、諮問事項（２）の遊漁規則の認可について、異議がない旨知事に答申するということでもよろしゅうございますか。

委員一同  
議 長

（了 承）  
はい。  
ではそのように決定させていただきます。  
続きまして、諮問事項（３）の「多摩川における共同漁業の免許について（川崎河川漁協）」です。  
資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いします。

事)荒井代理  
議 長  
安藤委員

【資料３に基づき説明】  
それでは、本件について、御質問、御意見等はございますでしょうか。  
３ページの審査一覧表です。一番右側の同意した方の割合ですが、川崎河川漁協は、40人のうち30人、約4分の1が内共第13号、14号とも同意していないのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

事)荒井代理  
安藤委員

確認させていただきます。  
多摩川漁協さんも12人のうち9人で、4分の1が同意していない。内水面の組合がそういう状態なのですけれども、同意しないのは何なのかということ、知りたかったです。分かればお願いします。これで、有効な数にはなっているので、問題はないと思うのですけれども、説明していただければと思います。

議 長

それから、基本的な質問ですけれども、第5種漁業権の内共12号は、遊漁規則や遊漁料の算定は、多摩川漁協と川崎河川漁協は同じものか、別々でしたか。  
遊漁規則は、その次の議題になっていますので。  
書面同意は、3分の2以上あれば、強いて100%を求めないので。

他に何かございますか。それでは、ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨東京都知事に答申することによろしいでしょうか。

委員一同  
議長

(了 承)

それでは、そのように決定したいと思います。

続きまして、諮問事項(4)の「多摩川における遊漁規則の認可について(川崎河川漁協)」です。

事務局から説明をお願いします。

事) 荒井代理  
議長

【資料4に基づき説明】

ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問、御意見等ございますでしょうか。

安藤委員

先ほど伺いたかったのですけれども、遊漁料の算定のところですが、先ほど私が聞いた遊漁規則は別々なのかというのは、これを見ると一緒なのですが、先ほどの議題の放流量のところを見ると、川崎河川漁協と多摩川漁協で放流量に差があるように見えたのですが、それがいろいろ計算して、共通の料金でやるというところが、どういう考えなのかということが分からなかったのですが、その辺の状況が分かりましたら教えていただきたいのですが。

議長

何か聞いていますか。

水) 中川技師

水産課からお答えします。

東京都さんでは、うちの県と同じように掛かった経費に対して、多摩川漁協と川崎河川漁協で遊漁券の売り上げ枚数等も異なってくるので、その辺も鑑みて、同じように設定されているとは、聞いています。そこの実際の計算のところは、我々も確認できていないという状況です。

安藤委員

両方の組合から出た資料に基づいて、合わせて遊漁者が損害を被らない範囲で決まっていれば、それで文句はないのですが、あとは川崎河川漁協さんが、当然こういうのが出ているのは納得しているからなのかと思うので、いいと思うのですけれども、ちょっとその辺が不思議な気がしたので、分かればと思って質問しました。

議長

他に何かございますか。ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨東京都知事に答申することによろしいでしょうか。

委員一同  
議長

(了 承)

それでは、そのように決定いたします。

諮問事項(1)に戻ってよいでしょうか。では、お願いします。

水) 中川技師

先ほどの件について、水産課から回答いたします。

まず、湯河原観光漁協のあゆの増殖についてですけれども、200 kg、



2,000尾と記載がございましたが、こちらは誤りで、正しくは2万尾200kg  
 でした。失礼しました。

議長 10グラムということですね。では、そのように訂正をお願いします。

水)中川技師 それから、内共第1号の相模川漁業協同組合連合会の産卵床造成は、1万  
 9,000平米ですけれども、こちらは、従前どおり、毎年の目標増殖量で、1  
 万9,000平米に引き上げをされていたということで、これは具体的に、平成  
 29年頃、重機を使った産卵床造成を導入して、効率が上がったということ  
 と、あと、産卵床造成に適したエリアというのが広がったということで、  
 目標増殖量の方を引き上げたということでした。

議長 よろしいでしょうか。

それでは、諮問事項(1)に戻って、共同漁業の免許について、確認も取  
 れましたが、諮問事項の内容のとおり、異議がない旨知事に答申することと  
 してよろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、諮問事項(5)の「山梨県における漁業権の免許の内容等に  
 ついて」の資料内容等について、事務局から説明をお願いします。

事)荒井代理 【資料5に基づき説明】

議長 それでは、本件について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

議長 それでは、山梨県知事から諮問のあった、諮問事項(5)の「山梨県におけ  
 る漁業権の免許の内容等について」は、委員会としてはこの内容で了承した  
 いと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、公聴会については、後程、協議事項として議題がございます  
 が、諮問事項(5)は、この内容で公聴会で意見を聴くことといたします。

議長 次に、指示事項(1)の「多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び  
 所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限について」議題としますので、  
 事務局から説明をお願いします。

事)荒井代理 【資料6に基づき説明】

議長 ただ今事務局から説明がありました。本件について、何か御質問、御意  
 見等ございますでしょうか。

議長 よろしいですか。特段、御意見等がないようですので、本件については原  
 案のとおり、委員会指示を発動することよろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、協議事項（１）の「多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事）荒井代理議長 長 【資料７に基づき説明】  
事務局から説明がありました。御質問、御意見等ございますでしょうか。

この承認書の案で、矢印で申請書添付別紙（図１）と書いてありますが、このままホームページに載せるのですか。

事）荒井代理議長 長 この部分は削除しますので、ホームページには掲載しません。

それから、７の採捕終了後の採捕にアンダーラインがありますが、これも削除ですか。

事）荒井代理議長 長 そちらも削除します。

他に何かございますでしょうか。

特段ないようでしたら、採捕結果の報告については了承し、新たな申請については１７ページの承認案のとおり承認をするということで決定してよろしいでしょうか。

委員一同議長 長 （了 承）  
それでは、そのように決定いたします。

続きまして、協議事項（２）「公聴会の開催について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事）福地臨時主事議長 長 【資料８に基づき説明】  
ただいま事務局から説明がありましたとおり、山梨県知事から諮問のあった件について、公聴会の開催と、公告の案、公述人の選定についての会長、副会長への一任について、何か御質問、御意見がありましたらどうぞ。

よろしいですか。

それでは、公聴会の開催と、公告の案、公述人の選定についての会長、副会長への一任について、御了承いただけますか。

委員一同議長 長 （了 承）  
それでは、そのように決定いたします。

続きまして、協議事項（３）「令和５年度全国内水面漁場管理委員会連合会 東日本ブロック協議会の出席委員について」です。

事務局から説明をお願いします。

事）荒井代理議長 長 【資料９に基づき説明】

議 長

11月予定の東日本ブロック協議会は、3年間書面開催でしたので、できれば、私と篠本副会長で出席したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員一同

(了 承)

議 長

来年は、別の人をお願いしようと思っておりますので、よろしく申し上げます。  
それでは、私と篠本副会長の2名が出席ということで、決定したいと思います。

他に、委員の皆様から何かございますでしょうか。

無いようですので、本日の委員会はこれで閉会とします。

なお、次回の委員会は、先ほど説明がありましたが、8月22日 火曜日 14時から開催する公聴会の後に委員会を開催する予定ですので、よろしく申し上げます。

御協力ありがとうございました。